

議案第161号

尾道市職員給与条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市職員給与条例等の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市職員給与条例等の一部を改正する条例

(尾道市職員給与条例の一部改正)

第1条 尾道市職員給与条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項第7号中「10,000円」を「10,400円」に改め、同項第8号中「12,900円」を「13,500円」に改め、同項第9号中「15,800円」を「16,600円」に改め、同項第10号中「18,700円」を「19,700円」に改め、同項第11号中「21,600円」を「22,800円」に改め、同項第12号中「24,400円」を「25,900円」に改め、同項第13号中「26,200円」を「29,100円」に改め、同項第14号中「28,000円」を「32,300円」に改め、同項第15号中「29,800円」を「35,500円」に改め、同項第16号中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第44条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第45条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

に改める。

付則第6項を次のように改める。

- 6 定年前再任用短時間勤務職員に係る別表第1及び別表第4の適用については、当分の間、別表第1中

「

定 前 任 短 時 間 勤 務 員	年 再 用 時 勤 職		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
			円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200

」

とあるのは

「

定 前 任 短 時 間 勤 務 員	年 再 用 時 勤 職		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
			円 183,000	円 203,500	円 224,000	円 244,500	円 265,000	円 275,000	円 285,000	円 305,500

」

と、別表第4中

「

定 前 任 短 時 間 勤 務 員	年 再 用 時 勤 職	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 255,400	円 267,500	円 272,000	円 304,600	円 321,900	円 336,500	円 360,700	円 397,000	円 409,200

」

とあるのは

「

定 前 任 短 時 間 勤 務 員	年 再 用 時 勤 職		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
			円 244,800	円 252,000	円 259,500	円 267,000	円 275,000	円 282,500	円 290,000	円 297,500

」

と読み替えるものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

一般職給料表

職員の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	

46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	463,300	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	463,600	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	463,900	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	464,200	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700	396,800	409,200			
87	266,500	306,100	356,100	397,100	409,400			
88	266,800	306,400	356,500	397,400	409,600			
89	267,100	306,700	356,700	397,700	409,800			
90	267,400	307,000	357,100	398,000	410,000			
91	267,700	307,300	357,500	398,300	410,200			
92	268,000	307,600	357,900	398,600	410,400			
93	268,300	307,800	358,100	398,900	410,600			
94		308,000	358,400	399,200				
95		308,300	358,800	399,500				
96		308,700	359,100	399,800				
97		308,900	359,400	400,100				
98		309,200	359,800	400,400				

	99		309,500	360,200	400,700				
	100		309,900	360,600	401,000				
	101		310,100	361,100	401,300				
	102		310,400	361,500					
	103		310,700	361,900					
	104		311,000	362,300					
	105		311,200	362,800					
	106		311,500	363,200					
	107		311,800	363,500					
	108		312,100	363,800					
	109		312,300	364,200					
	110		312,600	364,600					
	111		313,000	365,000					
	112		313,300	365,400					
	113		313,500	365,800					
	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 令和7年4月1日から適用する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第6条関係）

消防職給料表

職員の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	471,900
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	477,200
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	482,100
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	486,700
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	490,700
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	494,100
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	497,000
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	499,500
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	501,500
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400	
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600	
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800	
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000	
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400	

46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500	473,800	
47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800	474,200	
48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000	474,600	
49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300	475,000	
50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600		
51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900		
52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200		
53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400		
54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700		
55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900		
56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200		
57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400		
58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700		
59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000		
60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200		
61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400		
62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700		
63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000		
64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300		
65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500		
66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800		
67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100		
68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400		
69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600		
70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900		
71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200		
72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500		
73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700		
74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800			
75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100			
76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300			
77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500			
78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800			
79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100			
80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300			
81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500			
82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800			
83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100			
84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300			
85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500			
86	312,500	331,200	355,900	398,800	433,000				
87	313,200	332,200	357,400	399,400	433,300				
88	313,900	333,200	358,800	400,000	433,600				
89	314,600	334,100	360,100	400,300	433,900				
90	315,300	335,400	361,300	400,800					
91	316,000	336,600	362,500	401,300					
92	316,700	337,800	363,800	401,800					
93	317,200	339,000	365,100	402,200					
94	318,100	340,300	366,600	402,600					
95	319,000	341,500	368,100	403,100					
96	319,800	342,700	369,500	403,600					
97	320,500	343,900	370,800	404,000					
98	321,400	345,200	372,000	404,500					

	99	322,300	346,400	373,100	405,000					
	100	323,200	347,600	374,300	405,400					
	101	324,100	349,000	375,400	405,700					
	102	325,100	349,900	376,500	406,100					
	103	326,100	350,900	377,600	406,500					
	104	327,000	352,000	378,700	406,800					
	105	327,800	353,100	379,900	407,100					
	106	328,400	354,200	380,400	407,600					
	107	329,000	355,200	381,000	408,100					
	108	329,600	356,200	381,600	408,600					
	109	330,100	357,400	382,200	408,900					
	110	330,600	358,400	382,700	409,400					
	111	331,000	359,400	383,100	409,900					
	112	331,500	360,300	383,600	410,400					
	113	332,300	361,200	384,000	410,700					
	114	332,900	362,100	384,400	411,200					
	115	333,600	363,000	384,900	411,700					
	116	334,200	364,000	385,400	412,200					
	117	334,800	365,000	385,800	412,600					
	118	335,500	365,400	386,300	413,100					
	119	336,200	366,000	386,900	413,500					
	120	336,900	366,600	387,400	414,000					
	121	337,500	366,900	387,600	414,400					
	122	337,800	367,300	388,100	414,800					
	123	338,300	367,700	388,600	415,200					
	124	338,800	368,100	389,000	415,600					
	125	339,100	368,500	389,500	416,000					
	126		368,900	390,000	416,400					
	127		369,300	390,500	416,800					
	128		369,700	391,000	417,200					
	129		370,100	391,300	417,600					
	130		370,500	391,800						
	131		370,900	392,300						
	132		371,300	392,800						
	133		371,500	393,100						
	134		372,000	393,600						
	135		372,300	394,000						
	136		372,600	394,400						
	137		372,900	394,700						
	138		373,300	395,100						
	139		373,800	395,600						
	140		374,300	396,100						
	141		374,600	396,400						
	142		375,100	396,700						
	143		375,600	397,000						
	144		376,100	397,300						
	145		376,400	397,600						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 255,400	円 267,500	円 272,000	円 304,600	円 321,900	円 336,500	円 360,700	円 397,000	円 409,200

備考

- この表は、消防局の消防吏員に適用する。
- 令和7年4月1日から適用する。

第2条 尾道市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第20条第3項第16号中「60キロメートル以上」を「60キロメートル以上65キロメートル未満」に改め、同項に次の8号を加える。

- (17) 通勤距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満のもの 42,200円
- (18) 通勤距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満のもの 45,700円
- (19) 通勤距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満のもの 49,200円
- (20) 通勤距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満のもの 52,700円
- (21) 通勤距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満のもの 56,200円
- (22) 通勤距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満のもの 59,600円
- (23) 通勤距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満のもの 63,000円
- (24) 通勤距離が片道100キロメートル以上のもの 66,400円

第29条中「7,400円」を「7,700円」に、「4,400円」を「4,700円」に改める。

第44条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第45条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(尾道市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 尾道市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中

392,000円
440,000円
492,000円
555,000円
634,000円
740,000円
864,000円

を

405,000円
455,000円
508,000円
574,000円
655,000円
765,000円
893,000円

に

改める。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第4条 尾道市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(尾道市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 尾道市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「2,160円」を「2,240円」に改める。

第14条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第6条 尾道市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

付 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中尾道市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第20条第3項の改正規定 令和8年1月1日

(2) 第2条、第4条及び第6条の規定 令和8年4月1日

第2条 第1条の規定（給与条例付則第6項、別表第1及び別表第4の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（尾道市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第5条の規定（尾道市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「会計年度任用職員給与等条例」という。）第3条第1項の改正規定に限る。）による改正後の会計年度任用職員給与等条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

第3条 第1条の規定（給与条例第44条第2項及び第3項並びに第45条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（任期付職員条例第7条第1項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例及び第5条の規定（会計年度任用職員給与等条例第3条第1項の改正規定を除く。）による改正後の会計年度任用職員給与等条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第4条 第1条の規定（給与条例第20条第3項の改正規定を除く。）による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例及び第5条の規定による改正前の会計年度任用職員給与等条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定（給与条例第20条第3項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例及び第5条の規定による改正後の会計年度任用職員給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

提案理由

人事院の給与勧告に伴う一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職職員及び会計年度任用職員の給与を改定するための条例改正である。

議案第162号

尾道市特別職職員給与に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市特別職職員給与に関する条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市特別職職員給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 尾道市特別職職員給与に関する条例（昭和26年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 尾道市特別職職員給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

付 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

第2条 第1条の規定による改正後の尾道市特別職職員給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第3条 第1条の規定による改正前の尾道市特別職職員給与に関する条例の規定に基づいて令和7年12月に支給された期末手当は、改正後の条例の

規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

一般職職員の給与改定を勘案し、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者の期末手当の支給月数を改定するための条例改正である。

議案第163号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

付 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

第2条 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第3条 第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて令和7年12月に支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

議会の議員の期末手当の支給月数を改定するための条例改正である。